

令和3年9月15日

## ケアプラン作成に係る QA

### 暫定プラン編

問1 利用者の状態が悪化したので、区分変更を考えています。どのような手続きが必要でしょうか。

回答1 まずは、サービス担当者会議を開催し、区分変更の検討を行って下さい。見立てにより、要介護が想定出来る場合、サービス担当者会議においては、居宅介護支援事業所のCMの参加も必要となります。その後、サービス担当者会議において、介護度の見立てが「要支援」か「要介護」のどちらかに決まったら、高齢者相談支援センター、または居宅介護支援事業所のどちらかが暫定プランを作成します。暫定プランの提出は不要です。

問2 暫定プラン作成時、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」はいつ提出したら良いでしょうか。

回答2 新規の場合は、高齢者相談支援センター及び居宅介護支援事業所の双方が提出します。区分変更の場合は、居宅介護支援事業所が提出して下さい。提出は速やかにお願いします。

問3 要支援の見立てで暫定プランを作成していましたが、結果は要介護1でした。この場合はどうなりますか。

回答3 「見立て違い」として認定結果が出次第、要介護のケアプランの作成を行います。要支援の暫定プランは作成してあることから、区分変更時へ遡っての請求が可能となります。

問4 軽度者申請を行って福祉用具貸与を行っています。区分変更を行う場合、申請は必要ですか。

回答4 必要です。見立てた介護度において、高齢者相談支援センターまたは居宅介護支援事業所が申請を行います。決定通知書は、仮のものを発出しますので、後日、認定が出た段階で再提出が必要となる場合があります。

例) ①要支援 1 の利用者が要支援 2 になった場合は、高齢者相談支援センターが申請書を再提出。

主治医の意見は、区分変更前のもので可。

②要支援 2(の見立て) → 要介護 1 の場合は、居宅介護支援事業所が速やかに申請書を提出。

③要介護 1 (の見立て) → 要介護 1 の場合は、介護保険課へ一報を入れてください。決定通知書を新たに作成し(認定期間が入ったもの)、送らせていただきます。

④要介護 2 以上(の見立て) → 要介護 1 だった場合も介護保険課へ一報を入れてもらった後、速やかに申請書をご提出下さい。

問 5 暫定プランでの利用中にモニタリングは必要でしょうか。

回答 5 見立てが「介護」の場合は、概ね 1 ヶ月を超えた場合は必要と考えます。見立てが「支援」の場合は「訪問は概ね 3 ヶ月に 1 回の訪問」となっていることから、「指定介護予防の基本取扱方針」に抵触はしませんが、区分変更の場合は、なるべく早いタイミングでのモニタリングが望ましいと考えます。

#### 請求編

問 1 訪問介護を週 1 回で計画しています。今月予定通りであれば、月に 5 回の利用だったのですが、利用者都合で 1 回休み、合計 4 回の利用でした。請求は丸目で出来るのでしょうか。

回答 1 利用者都合での休みであっても、原則は回数での請求になります。要支援 1 の場合は、月 5 回以上、要支援 2 の場合は、9 回以上で丸目の請求が可能です。もし、振り替えが可能ならば次の週への振り替えも考えられますが、サービスの内容によるところもあるので、事前の検討が必要と考えます。通所介護の利用も同様となります。

例) 週 1 回の訪問のサービス内容が「掃除」のみの場合等。

問 2 地域支援事業で特殊寝台貸与をしています。状態が悪化したことから、他のサービスも必要となり、介護保険の申請をしました。他のサービスは、認定結果を待ってサービス内容の検討となりますが、特殊寝台貸与の扱いはどうなりますか。

回答 2 介護保険の申請をしたのであれば、原則、暫定プラン作成となります。事業所によっては、日割りの請求が出来ない事業所もあることから、申請のタイミングにはご留意下さい。

問3 日割りはどのような時にしますか。

回答3 ①介護予防特定施設入居、または介護予防認知症対応型共同生活介護の入居時。  
②介護予防短期入所生活介護、または介護予防短期入所療養介護利用時の通所介護及び訪問介護の利用。  
③月途中の通所介護、訪問介護、通所リハビリの変更。尚、起算日は契約日とします。  
④居宅から小規模多機能へ、または小規模多機能から居宅への変更となった場合は日割りとなります。

問4 月末の訪問が、利用者の都合で中止となり、その週の翌月に繰り越されました。請求はどうなりますか。

回答4 原則は月内の振り替えが出来なかった場合は、回数計算となります。しかし、どうしても月内に振り替えが出来なかった理由がある場合は、前月今月とも丸目の請求が出来る場合があります。その場合は、CMへ事前の相談が必須となりますので留意して下さい。

問5 台風等で事業所が休みとなりました。この場合でも回数計算になりますか。

回答5 原則は振り替えですが、出来なかった場合は「自然災害等」として丸目の請求は可能です。この場合もCMへの事前の相談が必要です。

問6 台風等で事業所が休みとなった後、利用者都合で同月内にもう1日休みました。この場合、3回の回数計算になるのか、利用した2回の回数計算になるのか教えて下さい。

回答6 2回の回数計算となります。

問7 台風等で事業所が休みとする前に、家族により休みの連絡をしていた場合はどのように算定を行いますか。

回答7 実際の利用回数で算定をお願い致します。

問8 訪問介護で週3回の計画をたて、週1回入浴を行っていました。月途中で、通所介護での入浴となったことから、請求はどのようになりますか。

回答8 ケアプランの変更となったことから、変更前は身体介護の回数計算、変更後は生活援助の回数計算での算定をお願いします。

問9 通所介護で要支援2の利用者が2回休んで、利用回数が月7回で終了しました。複数サービス実施加算を算定していますが、請求はどのようになりますか。

回答9 選択的サービスは週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うこととされており、以下のような取り扱いになっています。

- (1) 利用者が通所を休む等により、週1回以上実施出来なかった場合。
- (2) 利用者が通所を休む等により、いずれの選択的サービスも月に1回しか実施出来なかった場合。
- (3) 利用者が隔週で、利用回数が月2回の利用者に対し、利用日毎に選択的サービスを実施、かつ、同一日以内に複数の選択的サービスを実施した場合。
- (4) 月の第3週目から通所を利用することになった新規の利用者に対し、第3週目と第4週目選択的サービスを実施し、そのうち1回は同一日以内に複数の選択的サービスを実施した場合。

・(1)(3)(4)は、週1回以上実施できていないこと

・(2)はいずれかの選択的サービスを月2回以上出来ていないこと

から、いずれの場合も複数サービス実施加算は算定出来ません。この場合にあっては、提供した選択的サービスの加算をそれぞれ算定出来ます。

この場合もCMへの事前の相談が必須となっておりますので留意して下さい。

#### その他

問1 市外の住宅型に居住している利用者がいます。住所変更は行っておらず、行橋市のままです。市内の通所介護と訪問介護事業所が市外の住宅型まで訪問を行ってくれると言いますが、サービス利用は可能でしょうか。

回答1 可能です。総合事業に登録していない市外の事業所の利用は不可ですが、市内の事業者が行ってくれるのであれば、利用は出来ます。